

令和6年2月1日から 紹介状なしの受診時の患者負担 (選定療養費)が変わります

令和4年4月より「国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、医療機関の更なる「機能分担」と「連携促進」を推進する観点から、一般病床200床以上の医療機関を対象に紹介患者への外来診療を基本機能とする紹介受診重点医療機関が創設されました。

当院においては、令和5年8月1日に岐阜県より紹介受診重点医療機関の指定を受けましたので、令和6年2月1日から以下のとおり選定療養費が変更になりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

選定療養費	対 象 者	現 行	変 更 後
		令和6年1月31日迄	令和6年2月1日から
初診時	・初診時に紹介状を持参せず受診される場合 ・治療中疾患が終診となった後又は自己都合で受診中断された後に、紹介状なしで受診される場合	2,200円(税込)	医科: <u>7,700円</u> (税込) 歯科: <u>5,500円</u> (税込)
再診時	当院から他の医療機関へ紹介状を交付したにもかかわらず、当院を受診される場合 ※受診の都度ご負担いただきます。	徴収なし	医科: <u>3,300円</u> (税込) 歯科: <u>2,090円</u> (税込)

初診時及び、再診時選定療養費を徴収しない方

- 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方
 - 医科と歯科との間で院内紹介された方
 - 当院の健診センターでの特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示を受けた方
 - 外来受診から継続して入院された患者
 - 各種公費負担制度(指定難病、自立支援医療、生活保護等)の受給対象の方
- ※福祉医療費(子ども・一人親家庭等)助成制度は、厚生労働省の定めにより徴収の対象外とする要件に該当しないため、選定療養費の徴収対象となります
- 救急車で搬送された緊急性を有する方
 - 被災者、労働災害、公務災害で受診される方